

○佐世保市健康増進法施行細則

平成 19 年 12 月 18 日規則第 75 号

佐世保市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行令(平成 14 年政令第 361 号)及び健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯指定通知書)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書(様式第1号)によるものとする。

(給食施設開始届等)

第3条 法第 20 条第1項の規定による届出は、給食施設(開始・再開)届(様式第2号)によるものとする。

2 法第 20 条第2項の規定による変更の届出は、給食施設変更届(様式第3号)によるものとし、休止又は廃止の届出は、給食施設(休止・廃止)届(様式第4号)によるものとする。

(管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に係る指定通知書等)

第4条 保健所長は、法第 21 条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設を指定したときは、当該特定給食施設の設置者に指定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 保健所長は、法第 21 条第1項の規定により指定した特定給食施設が省令第7条第1号又は第2号に該当しないこととなつたときは、当該指定を取り消すものとし、当該特定給食施設の設置者に指定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(給食施設調査指導票)

第5条 保健所長は、法第 22 条の規定に基づき、特定給食施設の設置者に対し栄養指導員による指導及び助言を行つたときは、当該指導及び助言の内容に関し給食施設調査指導票(様式第7号)を作成し、当該特定給食施設の設置者に交付するものとする。

(栄養管理の改善に関する勧告)

第6条 法第 23 条第1項の規定による勧告は、栄養管理改善勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(特定給食施設実施状況調査)

第7条 保健所長は、法第24条第1項の規定に基づき、特定給食施設の設置者又は管理者に対し、毎年6月に、特定給食施設の状況に関し、次に掲げる事項について報告を求めるものとする。

- (1) 給食管理者名
- (2) 施設の種類
- (3) 定員及び在籍者数
- (4) 給食数
- (5) 栄養管理の状況
- (6) 運営方法
- (7) 給食に関する会議及び調査
- (8) 給食従事者数
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める事項

(特定給食施設でない施設の設置者に対する指導、助言等)

第8条 保健所長は、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設であつて、特定給食施設でないものの設置者に対し、特定給食施設に準じて、必要な書類の提出を求め、栄養管理の実施を行うため必要があると認めるときは、指導及び助言を行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月19日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により提出されている届出は、改正後の様式の規定により提出された届出とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の様式の規定により作成されている用紙については、当分の間、これを使用することができる。